

いのち
生命の水を守る!

産業廃棄物最終処分場建設に反対
 する連絡会ニュース NO.14 2000.2.14
 連絡先. 茨城県民主医療機関連合
 会 (029-228-0600)

第2回口頭弁論 (1/18) をおえて

赤塚設備は 「仮処分するとき以上の新しい主張なし」 と確認させる

1/18 水戸地裁で11:00 から第2回期日が開かれ、ゴミ弁連より梶山弁護士、広田弁護士も参加しました。

初めに、翔の五来弁護士が、今までの経過とどこに問題があるのか意見陳述しました。次いで新日本婦人の会の大川さん、茨城の自然と環境を考える会の高野さん、地元全隈町の島勝一さんがそれぞれ意見陳述を行いました。

50人の傍聴席がほぼいっぱいになりました。

広田弁護士が「被告は、仮処分の際の主張を変えたい。1/18までにそれを明らかにすると言っていたが、今日は新しい主張はなかった。現状では、これ以上の新しい骨子はないということか」と尋ねたところ、被告赤塚設備の弁護士は、それをしぶしぶ認めました。

「それを調書にしっかり書いておいて下さい」と広田弁護士。

裁判終了後、弁護士会館で裁判内容の

報告集会が行われました。ここで梶山弁護士より、全隈町産廃処分場計画について

① レベルの低い安定型処分場
 (汚水処理施設をつけないで、汚水を浸透させる。蒸発させるというような処分場はレベルが低い)

② 難透水性の地質だから汚水は浸透しない、大丈夫だと言いながら、一方では汚水を浸透、蒸発させる構造になっていて、矛盾している、と指摘。

いわきの広田弁護士は、今、いわき市では、管理型処分場が建設されてしまったので、操業をやめろ、もとの自然に戻せという裁判をやり始めて5年になる。特に環境を守るといふ裁判は、損なわれる前にやらないと、できてしまってからでは何倍ものエネルギーが要る。最後まで気をゆるめないうで、今日のように沢山の傍聴者で、裁判勝利までがんばってくださいと激励されました。

本訴 第3回口頭弁論期日が決まる!

2月29日 (火) 11:00 水戸地方裁判所

意見陳述者 渡辺重行さん (那珂川の清流を守る会)

西川まき子さん (いばらきコープ)

たくさんの傍聴者でいっぱいにして、裁判勝利までがんばりましょう!

本訴 第2回期日における 五来弁護士の冒頭陳述 (要旨)

準備書面要旨

五来則男

一 本件のような廃棄物処分場問題を考える場合、次の5点が留意されるべきです。まず、「安定品目」といっても、その実態は「安定」の名に反し、危険な物質を多く含んでいること、第2に排出の抑制をせずに処分場の数を増やすことでは、廃棄物問題の根本的解決を図ることは不可能であること、第3に都市の廃棄物を農山漁村で処分するという実態は、いわゆる南北問題と同じ構造を有していること、第4には現代に残された良好な環境は可能な限りそれを保全する方向で考えられるべきであるということ、5番目には、ひとたび被害が発生すればその救済が極めて困難であり、事前の予防措置が最良の道であるということです。

二 本件審理にあたっては以上の各点を踏まえて判断すべきですが、本件訴訟に先立って水戸地裁が下した本件処分場建設差止仮処分決定は、概ねこれらの点を踏まえて判断したという点で高く評価されるものです。

仮処分決定では、まず、安定5品目自体の安全性について、住民側がした主張、立証を踏まえて、処分場の水質を汚染する可能性を認定しました。さらに、安定品目自体の危険性に加え、処分場へ安定5品目以外の物質が搬入される可能性も認めています。

三 その上で、処分場から汚染水が漏れ出す可能性について、遮水シートが破損することを前提に、本件処分場内で汚染された水が破損した個所から浸み出して、地表近くの土壌を経由し泥岩の表面を通じて処分場外に流れ出る可能性が認められると判断しました。

四 環境庁や建設省の各調査によれば、環境ホルモンといわれる各物質が全国の河川から検出されており、また、科学文献によれば、水道水として浄化された後もフタル酸化合物が検出されていることが明らかになっています。

仮処分決定では、水道水は本来長期間にわたって摂取するものであり直接人体の健康に対して基本的な影響を及ぼすものであるから、汚染物質の流入が危惧される場合、その量が人体に影響がないほどの微量であることが積極的に疎明されない以上、権利の侵害の可能性を否定できないとしています。

五 ここでは、住民側の証明の労力を軽くしていますが、これは一般住民と専門業者との証拠収集能力の不公平を是正するというばかりでなく、水俣に象徴される悲惨な公害被害を繰り返さないという反省に立ち、現段階の科学では人体への悪影響が完全に解明されない状況の下でも、そのような物質の流出を許さないとの判断を取ったものであり、司法の役割を的確に果たしたものであるというべきです。

六 本件については、まさしく水戸市民の「命の水」が問題となっているのであり、裁判所におかれても、これまでの司法判断の流れに沿った判断がなされるよう求めるものです。

意見書

新日本婦人の会水戸支部
大川レイ子

一 私は、今回問題となっている産廃処分場の建設予定地の近くで建設が予定されていたゴルフ場の反対運動のために組織された「水戸市の自然と水を守る会」の一員として活動してきました。

その反対運動が功を奏し、ゴルフ場建設計画は中止されることになり、1995(平成7)年5月、私達が、「水戸市の自然と水を守る会」の世話人会を開いてゴルフ場の跡地の利用などについて話し合っていたとき、地元住民から一本の匿名電話がありました。

ゴルフ場の建設予定地と同じ全隈町に、産業廃棄物の最終処分場の建設計画があり、水戸市ではもう3回もそのための会議が開かれており、市議会にも知らせないで市長がOKを出してしまいそうなので、何とか反対できないだろうかという内容でした。

その建設予定地が那珂川にある水戸市の水道水の取水口の近くであることがわかり、私達はゴルフ場よりももっと大変なことになる、すぐ反対運動をしなければと考え、今問題になっている産廃処分場の建設反対運動がスタートしたのです。

二 私達は、すぐに反対署名を集める活動をするとともに、同年8月から水戸市や茨城県に対し、水戸市民の毎日飲む水が汚されるおそれがあるので、設置を認めないでほしいと何回も要請しました。初め、市や県は私達に、業者の提出した書類はすべて法律通り整っているので許可せざるをえない、水源地を守るといことは廃棄物対策課の仕事ではないという回答をしていました。

命の水を守りたいという私達の願いを受け止めてくれる法律も役所の担当課もないことを知って、私達は愕然としました。

三 96年1月、私達は被告赤塚設備が竜ヶ崎市につくって既に埋立が終わっていた産廃処分場を調査しましたが。埋立を終えて1メートルぐらい土が積まれているのに、近づくときさい臭いがし、赤茶けた水が周りからしみ出していました。安定5品目以外にもいろいろなものが埋められているのではないかと強く疑われました。

四 その間も反対署名が2万5000余名と大きく広がりました。また、いったんした同意について強く疑問を持った地元周辺住民から、多数撤回の意思表示が出されました。

そのような状況の中で、水戸市は「建設予定地は水戸市民の水源地であり、地下水の汚染について安全だと確認できない」として茨城県に対し反対の意見書を提出しました。

茨城県もそれを受けて、「長期的には地下水の汚染などによる水道水への影響について安全性を確認できなかったため、水戸市地元住民の理解を得られなかった」として、建設不許可の決定を出しました。

ところが、その後、被告赤塚設備は厚生省に再審査を請求し、私達の命と健康を守ってくれるはずの厚生省が、一業者の金儲けにゴーサインを出したのです。

五 今や私達にとって闘う最後の手段が、裁判所となりました。今、全国どこの川を調査しても環境ホルモンが検出されるというところまで環境破壊が進んでいます。

こういう中で、水戸市の水道水に産廃処分場の汚染水を混入させるような計画は未来を生きる子供たちや孫たちのためにも断じて認めるわけにはいきません。

貴裁判所においては、このような当たり前の願いが通るような判決を出して下さいよう心からお願いいたします。

2000(平成12)年1月18日

意見書

茨城の自然と環境を考える会
高野 淳

一 私は、現在水戸市全隈町に計画されている産業廃棄物最終処分場の建設に反対する原告の一人として、また、『茨城の自然と環境を考える会』の一員として、意見を述べさせていただきます。

二 私達が、産廃処分場の建設に反対している最大の理由は、産廃処分場から漏出する有害物質によって、水戸市民が毎日飲んでいる水戸市の水道水が汚染される危険性が極めて大きいと考えるからです。

この水道水は、那珂川の水を水源としているのですが、那珂川は現在まで良好な水を供給してくれています。

しかし、産廃処分場のすぐそばを田野川という川が流れており、田野川はそこから4.5km先で那珂川と合流しています。この合流地点からわずか300m下流の場所に水戸市の水道水の取水口があるのです。このような位置関係からすれば、もし産廃処分場から有害物質が出るようなことがあれば、水戸市の水道水が致命的な影響を受けることは明らかです。私達が、何としても産廃処分場の建設を差し止めていただきたいと主張する所以です。

三 さらに産廃処分場が建設されることになれば、田野川から引いている農業用水が汚染され農作物が甚大な被害を受けることとなります。そればかりではなく、産廃処分場建設が予定されているこの地域の自然にも重大な影響が及ぶこととなります。水戸市は、水戸市第4次総合計画において、この地域を、「全隈、木葉下等を中心とする西部丘陵は最も面的な広がりを持ち、動植物の生態系上も重要な自然環境である」と位置づけ、「自然に親しむ場、自然保護意識高揚の場、レクリエーションの場等として適正な活用を図るとともに、現存する樹林

地を積極的に保存し、緑の一大拠点としてネットワークの形成を図る」とうたっております。

私達も、この地域の保全と有効活用についてはいろいろと検討し、その結果を水戸市や茨城県に対して提言という形で申し入れをして参りました。

現在、この地域の中心には森林公園があり、その周辺には里山が広がっています。そこを水戸市民ばかりでなく水戸市周辺や県外の人々までたくさん訪れて自然を満喫しているのです。このような自然は、水戸市民にとってかけがえのない財産であり、また、私達が地元の人達と知恵を出し合って協力し合えば、例えばキノコや山菜の採れる場所をもっと増やすなどして、もっと多くの人々が自然を享受できるようになるなど、無限の可能性を秘めているのです。

もし、産廃処分場から流出した有害物質が河川水に混入すれば水棲生物への影響が心配されますし、産業廃棄物を運んでくるトラックの騒音・粉塵は野鳥を追いやり、他の動植物にも悪影響を及ぼすでしょう。産廃処分場が出来たというだけで自然を求めてこの地を訪れる人々の足も遠のかせると思います。

その上、この産廃処分場からの有害物質が流出する事態が起きるならば、たとえそれによる汚染の被害が直接なくとも、ダイオキシン被害が出ている所沢市や臨界事故が発生した東海村を見ても分かるように、風評被害が発生することは明らかであって、周辺の農家に多大な被害を生じさせることとなります。

このような地域に産廃処分場を建設することは、私達の貴重な財産を破壊し、その無限の可能性を踏みにじる行為といわざるを得ません。

四 私達の命の水を、私達の自然とのふれ合いの場を、そして地元の人達の経済的基盤もおびやかす危険性の極めて高い産廃処分場の建設には絶対反対いたします。

2000（平成12）年1月18日

意見書

地元 全隴町住民

島 勝一

一 私は、今回問題となっている産廃処分場からわずか400メートルのところの水田を有している者です。原告となっている農家の中で私の農地が一番産廃処分場から近いのです。

この水田から取れた米は、その半分は私の家族で食べ、残り半分は商品として売ることによって、私たち一家の生活は支えられています。

二 そのような私の水田は、田野川から水を引くほか、この産廃処分場予定地の中心地にあるため池から流れてくる水も農業用水として利用しています。

もし、産廃処分場の建設が認められるようなことになれば、このため池からの水が使えなくなるばかりではありません。産廃処分場から流れ出る汚染された水が流れ込んで直接私の水田が汚染されるうえ、田野川に流れ込んだ汚

染水で汚された水を農業用水として使わなければならないこととなります。

そうなれば、私たち家族が主食とし、また収入を得てきた米が汚染されることになり、私たち家族の生命、健康、生活が破壊されることは明らかです。

三 また、私の水田の近くの田野川の流域は、水戸市がその水の清らかさから、「蛍の里」として、蛍の保護に努めてきたところでもあります。毎年夏になると、このあたりはたくさんの蛍が飛び交い、多くの市民の憩いの場となっています。

もし、この地に産廃処分場が建設されることになれば、蛍が飛び交う環境が消滅することは明らかです。

四 以上のように、産廃処分場の建設予定地のすぐ近くに農業を営む者として、また、豊かな自然の恵みを受けている水戸市民としても、産廃処分場の建設を認めることは絶対出来ません。

裁判所におかれましても、私たちのこのような心情をお酌み取りいただき、是非産廃処分場の建設を許さない判決を出されることを切にお願いいたします。

2000(平成12)年1月18日

産業廃棄物建設反対の本裁判を傍聴して

日本婦人会議水戸支部 藤田幸恵

1月18日の第2回の公判は、前回同様原告側の席を与えられ傍聴しました。弁護団、原告団、傍聴者約50名が集まりました。ゴミ弁連会長の梶山弁護士もかけつけてくださり、感激の極みでした。公判は三十分ぐらいで終わり、その後みんなで話し合いをもち、運動の方法や苦勞話を聞くことが出来、これからの進め方の参考になりました。いわき市の弁護士さんは処理場を作らせないことが最大の仕事だ、作られたら元に戻す運動は本当に大変になる、とい

わきでの裁判のことを話されました。

又第1回期日、夕方に開かれた「ゴミ行政を考える」で話された岡山県の吉永町では町民の98%も反対署名が集まったという。すなわち文字がかけない人だけが署名をしなかったという。その町の女性たちはよく勉強しドイツまで行ってゴミ処理の事を学んできたとのこと。今、日本中で産廃の捨て場について至るところで問題になっていますが、わたしは今後どのような生活にすべきか考えさせられました。(6pへ続く)

産廃処分場建設反対裁判
を傍聴して
全隈町 大津 常次

1月18日水戸地裁での公判を傍聴しました。

大川レイ子さん、高野淳さん、島勝一さん、ご三方の意見陳述を拝聴して、私たちの命の水を私達の自然とのふれ合いの場を、地元住民の経済的基盤を守るために、産廃処分場の建設は絶対許してはならないとの思いを今更のように深くしました。私が残念で仕方がないのは、本件が処分場予定周辺住民の十分な理解を得ておらず、水戸市長さんとの間で十分な調整もされないままにここまで来てしまったことです。裁判は険しさに満ちた道かもしれませんが絶対勝たせてください。

(5p下段 藤田幸恵さん「傍聴記」の続き)

ゴミ弁連会長の梶山弁護士は「リサイクル」で資源を大切にするというやり方には賛成できないと話されました。例えば牛乳パックをあげられ、これを以前のような瓶にしたなら、何度でも使用でき、今のようなゴミもででなくなる、と。また家屋の建築についても「今は25年、30年でだめになるように作られているが、日本の技術からいったら100年もそれ以上持つ家造りは可能だし、修理して使える家造りを目指すべきだ」話されました。業者は生活をかけているし、我々も生命をかけての建設反対をしています。これからも至るところでこのような問題が起きてくるのは確かだと思いますが、どう産廃を処理すべきか、政府が本腰を入れ、取り組むべきだと感じています。こうした事を多くの方々に知らせることが必要だと感じています。

もっとたくさんの人に
しらせなくては！

いばらきコープ 吉村 恭子

初めて傍聴させていただきました。原告団3人の方の意見陳述を聞きつくらせてはいけないという思いを一層強くしました。終了後の集会で福島で闘っておられる広田弁護士が「作らせないこと！できてしまってからではなくすことは非常に難しい」と話されたことが印象に残りました。

この裁判を勝利するためにもっとたくさんの人にこの訴訟のことを知らせ、知ってもらうことが私たちにできること、私たちがしなければいけないことなのかもしれないと感じました。

3人の意見陳述に拍手

新婦人の会 吉野真智子

原告の主張・要望をどれほど裁判所はきいてくれるのだろうか。大川さんをはじめ3人の方の意見には拍手を贈りたい思いでききました。

市民の意識の低いままの訴訟現状ですが祈る思いで見守りたい。

稲葉美智子さんが

1/22 亡くなられました。

新日本婦人の会代表として、この反対運動に関わってこられた美智子さん。たくさんの方々に手紙を出して署名やカンパを集め、町内会にも署名をお願いに回るなど、精力的にがんばってこられました。

ご冥福をお祈りいたします。